

公立大学法人横浜市立大学カリフォルニアオフィス設置に関する要綱

制 定 平成 19 年 11 月 1 日
最近改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 北米における教育・研究支援に係るネットワークを構築し、もって本学の国際化を推進するため、横浜市立大学カリフォルニアオフィス（以下「オフィス」という。）を置く。

(オフィスの機能)

第2条 オフィスは、次の機能をもつものとする。

- (1) 国際的な产学連携推進の窓口
- (2) 米国西海岸地域における教育・研究情報の収集および提供
- (3) 横浜市立大学学生、横浜市立大学教職員に対する教育・研究支援
- (3) その他、特命事項の遂行

(職員)

第3条 オフィスに所長を置くことができる。

- 2 所長は、理事長が委嘱する。
- 3 所長が不在となった場合は、グローバル推進室長が代行する。

(任期)

第4条 所長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 所長の報酬は無報酬とする。

(解任)

第6条 理事長は、所長が次のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) その他、その職に必要な適格性を欠く場合

(職務)

第7条 所長は、グローバル推進室長の命を受け、第8条1項に掲げる事務を掌理する。

(執行等)

第8条 所長は、オフィスに係る次の事項を予算の範囲内において執行することができる。

- (1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。
- (2) 定例的な広報に関すること。
- (3) 一件 2,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。
- (4) 一件 4,000,000 円未満の委託の決定に関すること。
- (5) 一件 40,000 円未満の報償費の支出に関すること。
- (6) 物品の出納通知に関すること。

(7) 不用品の廃棄の決定に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること

2 所長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかるわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、所長は、必要な措置を取ったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に必要な事項は、公立大学法人横浜市立大学事務決裁規程第3条2項に定める別表1の課長専決事項の例による。

(報告)

第9条 所長は、毎月、前月中における事務事業の実績その他必要な事項をグローバル推進室に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。